

【資料3】 実施体制の構築・強化（報告）

「医療扶助・健康管理支援等に関する検討会」の当面の進め方

- 当面は、「中間的な整理」において「引き続き検討」とされた内容を中心に、さらに議論を深めていく。
- 併せて、「中間的な整理」を踏まえた各種見直しの取組状況等も随時報告。より効果的な取組となるようご意見をいただく。

<当面の主な検討項目>

効果的な健康管理支援	● 健康状態の把握に係る実効的な対策について、今年度、国の調査研究事業において実態把握・課題整理を進め、その結果等も踏まえつつ、本検討会で議論 ● R8.3に手引きを改正した健康管理支援事業について、国・自治体の取組状況を随時報告
医薬品の適正使用や 適正受診に向けた取組等	● 医薬品の適正使用に係る論点（残薬への対応、個人情報への取扱い、向精神薬の不正入手等への対応など）等について、順次議論 ● 新たな取組（かかりつけ医等の普及・推進、訪問看護の適切な実施、診療・処方等に係るガイドラインや基準・ルール）について、NDBデータ分析の状況等も踏まえ、順次議論 ● R8.3の告示・通知改正に基づく各種取組について、取組状況を随時報告
医療扶助・健康管理支援 や介護扶助における デジタル化やデータ活用	● 医療扶助等の給付手続の効率化・デジタル化について、ワーキンググループや医療DX関連施策（診断書等の電子的提出など）の検討状況等も踏まえ、順次議論 ● 健康・医療データの利活用について、調査研究事業等の状況等も踏まえつつ、順次議論
実施体制の構築・強化	● 保健医療専門職との連携等や都道府県による市町村支援等に関する取組状況を随時報告

【取組状況】医療扶助・健康管理支援に関する担当者会議

- 「中間的な整理」を踏まえた見直しの内容についての説明、被保護者健康管理支援事業等に係る自治体の取組事例の共有を目的として、令和8年6月23日に開催。
- 令和8年度は、今回の都道府県・市町村及び福祉事務所の職員（事務職・専門職）を広く対象とした会議に加え、事務職を対象とした会議、専門職を対象とした会議（いずれも11月～12月を予定）の全3回の開催を予定。

内容	
行政説明	「医療扶助・健康管理支援等に係る取組の見直し内容について」 社会・援護局 保護課保護事業室
事例発表	新潟県妙高市 「庁内及び関係医療機関と連携した効果的な健康管理支援」 妙高市役所 福祉介護課 原田 浩成 氏 桐山 一恵 氏 神奈川県川崎市 「庁内体制を踏まえた効率的な医薬品適正使用に関する取組」 川崎市健康福祉局 生活保護・自立支援室 医療・介護指導担当 渡邊 有裕 氏 長野県 「町村との連携を通じた健康状態把握及び普及啓発」 長野県健康福祉部地域福祉課生活保護係 医療扶助担当 間瀬 遥風 氏 健康管理支援員/保健師 西澤 佳子 氏
質疑応答	登壇：原田 氏、桐山 氏・渡邊 氏、間瀬 氏・西澤 氏

医療機関との連携

市内の診療所との顔の見える関係づくりとして、毎年2～3回程度、市内の開業医と庁内専門職が集まる勉強会・交流会を実施しています。

令和7年度の内容

- ・外国人との付き合い方について
- ・発達障害について
- ・休息について

自立支援医療（精神通院）と医療扶助の重複投訴者への指導

効果
▶ 6割程度が指導の結果、重複の状況が改善された。

課題と今後の方針
▶ 候補者の中には、向精神薬と鎮痛剤が重複して当たってしまう等、問題のない事例が多かった。
⇒今年度は、重複の分析枠組みについて、再度業者と検討予定。
▶ 2月診療分レセプトであったため、既に改善済の候補者もいた。
⇒今年度は4月レセプトを活用予定。

(参考) 被保護者健康状況アンケート

【取組状況】「都道府県による市町村支援」に関する研修会

- 令和7年度に「都道府県による市町村支援」の枠組みが施行されたことを踏まえ、国が提供する「データ分析支援ツール」の活用や市町村支援を推進するため、都道府県等の担当職員に対する研修会を開催
- 令和8年度は、8月に東京・大阪2会場で開催（都道府県・指定都市が対象）

【令和8年度プログラム（予定）】

時間（目安）	テーマ
13:00～13:05 (5分)	開会・挨拶
13:05～13:30 (25分)	行政説明「都道府県による医療扶助・被保護者健康管理支援事業に係る市町村支援について（仮）」
13:30～13:40 (10分)	今年度調査結果のご報告（ブロック会議アンケート結果）
13:40～14:10 (30分)	講義① 国立保健医療科学院 横山先生 「市町村と意見交換を進める上で効果的なデータの活用方策（仮）」
14:10～14:40 (30分)	講義② 日本栄養大学 津下先生 「関係部局と連携したデータ分析の方策、市町村との意見交換のあり方（仮）」
休憩（10分）	
14:50～15:40 (50分)	自治体事例紹介 「市町村へのデータ共有・意見交換の場の設定（仮）」
15:40～16:00 (20分)	ツール概要説明
16:00～16:50 (50分)	グループワーク・意見交換

【参考：令和7年度プログラム】

時間（目安）	テーマ
13:00	開会・挨拶
13:05～ 13:20（15分）	行政説明
13:20～ 13:50（30分）	講義①（津下先生） 「市町村支援の進め方」
13:50～ 14:05（15分）	今年度調査結果の報告 （ブロック会議アンケート結果）
14:05～ 14:55（50分）	ツール説明＋個人ワーク①
休憩（10分）	
15:05～ 15:35（30分）	講義②（横山先生） 「データ分析の視点・手法」
15:35～ 16:05（30分）	個人ワーク②
16:05～ 16:50（45分）	グループワーク・発表

【取組状況】「都道府県による市町村支援」に関する伴走支援

- 「都道府県による市町村支援」の具体的な取組モデルの構築を目的に、「都道府県を対象とした伴走支援」を実施
- 3カ所程度の都道府県に対し、令和8年9月～令和9年1月にかけて実施することを予定

実施の背景

- ✓ 福祉事務所における「被保護者健康管理支援事業」と「医療扶助の適正化」に係る取組の効果的な実施に向け、都道府県による市町村支援の枠組みが令和7年4月より努力義務として施行された
- ✓ 取組の推進に向けて、**横展開可能なモデルの構築を目指し**、都道府県を対象とした伴走支援を実施する

伴走支援の内容

- ✓ 令和8年9月～令和9年1月にかけて**伴走支援**を実施
※支援先都道府県の課題に寄り添い、実施内容は柔軟に変更する予定
- ✓ 都道府県の課題についてのヒアリング、**課題整理・支援内容の具体化**に向けた助言、市町村との意見交換の場の設定に関する支援等を予定
- ✓ **本分野及び市町村支援に知見の深い有識者（アドバイザー）による助言**を中心に、厚生労働省による情報提供等を通じて、市町村に対する支援において**都道府県が抱えている課題を解決し、取組の推進を図る**

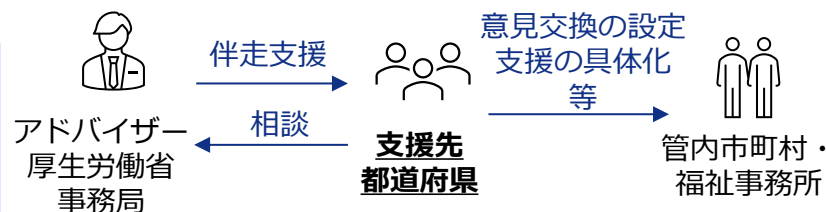
実施主体

- ✓ 本調査研究は令和8年度社会福祉推進事業「医療扶助等における「都道府県による市町村支援」の推進に向けた調査研究」にて実施されるもので、株式会社野村総合研究所が事務局を担う

伴走支援の流れ（対面・オンラインを組み合わせ実施）

- 第1回**
 - ✓ 9～10月上旬を想定
 - ✓ アドバイザーと支援先都道府県との顔合わせ。
 - ✓ 都道府県が感じている課題等について現状の整理。
- 第2回**
 - ✓ 11月を想定
 - ✓ 支援先都道府県と市町村との意見交換を実施。
 - ✓ アドバイザーも同席し、市町村の課題や支援ニーズを把握・深掘り。
- 第3回**
 - ✓ 12月を想定
 - ✓ 意見交換で把握した課題等をもとに、アドバイザーとともに、市町村支援の具体化に向けて議論。
- 報告会**
 - ✓ 1月を想定
 - ✓ 支援先都道府県とアドバイザーによる報告会を開催し、成果共有・意見交換。

伴走支援体制図



地域における保健師の保健活動について （厚生発0515第1号 令和8年5月15日 厚生労働省健康・生活衛生局長通知）

- 2040年に向けて、さらなる人口構造や社会環境の変化を迎える中で、引き続き地域において保健師が保健活動を展開していくためには、これまでの保健師の保健活動を基本に据えつつ、自治体保健師の確保・育成を含め、施策の優先順位や重点化を意識し、効果的・効率的で持続可能な保健活動を進めていく必要がある。
- 「2040年を見据えた保健師活動のあり方に関するとりまとめ」を踏まえ、また、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の累次の改正内容と整合を図り、通知別紙「地域における保健師の保健活動に関する指針」を改正した。

第一 保健師の保健活動の基本的な方向性

- (1) 地域診断に基づくPDCAサイクルの実施
- (2) 個別課題から地域課題への視点及び活動の展開
- (3) 予防的介入の重視

- (4) 地区活動に立脚した活動の強化
- (5) 地区担当制の推進
- (6) 地域特性に応じた健康なまちづくりの推進
- (7) 部署横断的な保健活動の連携及び協働

- (8) 地域のケアシステムの構築
- (9) 各種保健医療福祉計画の策定及び実施
- (10) 人材育成

現時点でも広く当てはまる内容である一方、
その具体的な保健活動は各地域の実情に応じた工夫がなされるもの

第二 活動部署に応じた保健活動の推進

・都道府県・市町村が必要な保健活動を行うことができる体制整備等を行うことを明記
・高齢人口は増加するが生産年齢人口は減少するA類型市町村、高齢人口も生産年齢人口も減少するB類型市町村に大別して、活動部署に応じた保健活動のあり方を示す

1. 本庁

(1) 都道府県の本庁

- ① 保健活動の組織横断的な総合調整及び支援
 - (ア) 推進体制の整備
 - (イ) 関係機関・部署との連携
- ② 人材確保の推進
- ③ 技術的及び専門的側面等からの人材育成の推進
- ④ 健康危機管理

(2) 保健所設置市及び特別区の本庁

(3) 市町村（（2）を除く。）の本庁

2. 保健所等

(1) 都道府県の設置する保健所等

- ① 保健活動の展開及び支援
 - (ア) 推進体制の整備
 - (イ) 保健活動の実施
 - (ウ) 関係機関・部署及び管内市町村との連携
 - (エ) 健康危機管理
- ② 人材確保・人材育成の推進

(2) 保健所設置市・特別区の設置する保健所等

3. 市町村保健センター等

(1) 保健所設置市・特別区の設置する市町村保健センター等

- ① 保健活動の展開
 - (ア) 推進体制の整備
 - (イ) 保健活動の実施
 - (ウ) 関係機関・部署、都道府県との連携
 - (エ) 健康危機管理
- ② 人材確保・人材育成の推進

(2) 市町村（（1）を除く。）の設置する市町村保健センター等

第三 保健師のマネジメント

統括保健師や統括保健師補佐、
総合的なマネジメントを担う保健師の
配置や役割について新たに明記

(1) 統括保健師等

(2) 総合的なマネジメントを担う保健師



通知全文はこちらからご覧いただけます
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001707327.pdf>

地域における保健師の保健活動について (厚生発0515第1号 令和8年5月15日 厚生労働省健康・生活衛生局長通知)

- 自治体の本庁、保健所等、市町村保健センター等、それぞれの保健活動に関し、連携先として「生活保護部門」が明記され、保健活動の具体的内容として「生活保護受給者への健康管理支援」が明記された。

令和8年通知

第二 活動部署に応じた保健活動の推進

1 本庁

(1) 都道府県の本庁

(イ) 関係機関・部署との連携

所属する部署内のみならず、高齢者保健福祉、母子保健、児童福祉、障害者保健福祉、医療保険、**生活保護**、学校保健、職域保健、医療分野等の関係部門及び関係機関とのデータ等を含め密接な連携及び調整を行うこと。

※(2)・(3)において、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁に属する保健師は、(1)に準じた活動を行うことができるよう体制整備を進めることとされている。

2 保健所等

(1) 都道府県の設置する保健所等

(イ) 保健活動の実施

- ・ 生活困窮者・**生活保護受給者**等に対し、社会経済状況の違いによる健康状態の差が生じないよう健康管理支援を行うこと。

3 市町村保健センター等

(1) 保健所設置市及び特別区の設置する市町村保健センター等

(イ) 保健活動の実施

- ・ 生活困窮者・**生活保護受給者**等に対し、社会経済状況の違いによる健康状態の差が生じないよう健康管理支援を行うこと。

(ウ) 関係機関・部署、都道府県との連携

- ・ 保健衛生部門、国民健康保険部門、介護保険部門及び**生活保護部門**においては、各部門が保有するデータ等を含め密接な連携を図り、効果的に住民の健康増進、生活習慣病予防、介護予防等に取り組むこと。

※(2)において、市町村の設置する市町村保健センター等に所属する保健師が、(1)に準じた活動を行えるよう体制を整備することとされている。

平成25年通知

第二 活動領域に応じた保健活動の推進

4 都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁

- (5) 所属する部署内の連絡及び調整を行うとともに、高齢者保健福祉、母子保健福祉、障害者保健福祉、医療保険、学校保健、職域保健、医療分野等の関係部門及び関係機関とのデータ等を含め密接な連携及び調整を行うこと。

1 都道府県保健所等

(3) 保健サービス等の提供

- エ 生活困窮者等に対し、社会経済状況の違いによる健康状態の差が生じないよう健康管理支援を行うこと。

2 市町村

(3) 保健サービス等の提供

- カ 生活困窮者等に対し、社会経済状況の違いによる健康状態の差が生じないよう健康管理支援を行うこと。

(4) 連携及び調整

- エ 保健衛生部門、国民健康保険部門及び介護保険部門においては、各部門が保有するデータ等を含め密接な連携を図り、効果的に住民の健康増進、生活習慣病予防、介護予防等に取り組むこと。

参考資料

「中間的な整理」（令和7年12月17日）を踏まえた今後の対応

赤：国の取組
青：自治体の取組

	令和7年度 (R8.1～3)	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
デジタル化・データ活用	医療扶助等の業務効率化・オンライン化に向けた検討 ●要否意見書、医療券・調剤券、介護券に係る運用見直し ●オンライン資格確認の普及・活用促進 ●要否意見書のオンライン化 など ※令和8年1月以降、実務的な内容を含めて詳細な検討を行うワーキンググループを開催			
	検討状況を踏まえて順次対応			
	NDB等を活用したデータ分析 支援ツールの機能強化 (新たなツールの開発)		都道府県による市町村支援や福祉事務所による取組の中で 実態把握・課題分析等に新ツールを活用（自治体間の比較など）	
	レセプト・健診情報等の効率的・効果的な 活用方策について検討		検討状況を踏まえて順次対応 (レセプト管理システムの標準仕様書の見直しなど)	
実施体制の構築・強化	統括保健師や保健師等の専門職に対する普及啓発（生活保護分野の課題・取組等）、保健師等の配置に資する取組の検討			
	医療扶助・健康管理支援担当者会議の開催 （保健医療専門職と事務職員・ケースワーカーの双方を対象／意見交換の場を設定）			
	様々な連携に係る効果的な取組事例の収集・共有、各自治体で活用可能な標準的な資材の検討 （保健師等の専門職との協働、ケースワーカー等への知識・理解の普及、地域の医療機関・医療関係者との関係構築 など）			
	「都道府県による市町村支援」に係る都道府県向け研修の開催、市町村支援ガイドラインの充実			全都道府県における 市町村支援の実施を目指す

8

「地域における保健師の保健活動について」見直しのポイント

1. 保健師の確保・育成

- ・計画的・戦略的な人材確保と人材育成
- ・人事交流、出向等を活用した育成や大学、関係機関との連携による人材育成
- ・都道府県による市町村（特にB類型）への人材確保支援や、早期からのマネジメント能力を育成する体制構築への支援
- ・市町村（特にB類型）においては、都道府県の支援を受けながら早期からのマネジメント能力の向上



2. 効果的・効率的な保健活動

- ・効果的・効率的で持続可能な保健活動の推進
- ・組織や分野横断的なマネジメントの強化
- ・広域連携・合同実施の活用
- ・業務の簡素化やICTの活用



3. 都道府県と市町村の連携

- ・都道府県及び保健所等における管内市町村の実情把握と地区診断を通じた健康課題の共有
- ・単独の市町村では対応が困難な課題に対する、都道府県の関与による、広域連携や人的・技術的な調整支援



4. 健康危機管理

NEW

- ・健康危機管理における総合的な調整・マネジメントを発揮できる体制を整備
- ・応援、受援体制や関係機関との連携体制を構築



5. 保健師活動のマネジメント

NEW

- ・統括保健師は、分散配置された保健師を分野横断的にとりまとめ、自治体全体の保健師活動を俯瞰する組織マネジメントの中核的な役割
- ・総合的なマネジメントを担う保健師は、保健所長を補佐し、分野横断的に保健所保健師の保健活動をマネジメントする役割を担い、管内市町村に対しても同様のマネジメント機能を発揮

